議題2：公共施設管理者負担金（河川公管金）に係る用地の維持管理について

資料2

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市におきましては、現在、志段味地区において区画整理事業を実施中であり、河川公管金により用地を確保しました。当地区では、平成23年の台風15号により被災したことから、河川管理者（直轄）により河川改修工事が急ピッチに進められ平成24年に完了しております。 また、河川公管金に係る事例ではありませんが、当地区の本市管理河川において、河川改修工事までの暫定の処置として暫定的に大型土嚢で堤防の嵩上げを行っております。
2	豊橋市	豊橋市においては、議題に想定されるケースはありませんが、本事例については公管金手続きによるものであり区画整理事業施行者による負担が相当と考えます。
3	岡崎市	事例なし
4	一宮市	当市では、そのような事例はございません。
5	瀬戸市	事例はありません。
6	半田市	県との河川法による協議により、工事の施行日及び施行後の維持管理については、河川管理者に代わって市が行うこととなり、該当なし。
7	春日井市	特になし。
8	豊川市	該当事例無し
9	津島市	河川用地を暫定的に整備した事例はなく、ありません。 また、河川公管金で対応した事例もありません。
10	碧南市	当市での事例はありません。
11	刈谷市	事例なし
12	豊田市	暫定的な整備の事例はありません。
13	安城市	本市においては、交管金に係る河川用地の有効活用の事例はありません。 交管金以外では、圃場整備事業により先行取得した県河川用地において、県、市、地元で3者協定を結び、景観に配慮した用地の有効活用を実施しています。内訳については、県が草刈管理を目的に地元へ耕起を委託し、市が景観管理を目的に地元へ種子購入（コスモス、ひまわり等）、播種、除草を委託しています。
14	西尾市	当市では、議題のような事例はございません。
15	蒲郡市	実績なし
16	犬山市	当市で対象事案はありません。 また、河川公管金以外で対応した事案もありません。
17	常滑市	土地区画整理事業負担及び補助基準において用地費及び築造費については市が全額負担することとなっており、土地区画整理事業者が整備を実施し、要した費用を市が負担している。そのため、用地のみでストックすることはない。
18	江南市	これまでの当市における土地区画整理事業におきましては、河川に係る公共施設管理者負担金対象事業が無く、参考となる事例はございません。

市名		各市の状況
19	小牧市	<暫定整備＞ 暫定整備は、区画道築造・換地先の確保に合わせ区画整理事業者（市）で行っている部分がある。 暫定整備手法は、Coブロック積等やふとん籠工で行っている。 ＜維持管理＞ 暫定整備箇所の維持管理は、区画道路影響範囲（例：法肩から1.0m程度）は区画整理事業者（市）で、残りの河川区域については建設事務所で行っている。 ＜手続き＞ 河川管理者（建設事務所）に河川法にもとづく申請を行い、許可をもらい施行。
20	稲沢市	提案市
21	新城市	本市において河川公管金に係る整備等の事例はありません。また、河川公管金以外で整備した事例もありません。
22	東海市	本市では該当ありません。
23	大府市	該当案件はありません。
24	知多市	議題の河川用地の維持管理として、堤防の暫定的な嵩上や暫定的整備の実績はありません。 また、公管金以外での対応もありません。 知多市内の県管理の河川で公管金にて用地を確保してありますが、下流における整備が完了していないこと及び対側の用地取得がされていないため、工事未着手の状態です。 なお、草刈等の維持管理につきましては、県に対して要望し対応して頂いております。
25	知立市	河川公管金について当市においては、事例はありません。
26	尾張旭市	事案なし
27	高浜市	土地区画整理事業を施行していないので、事例はありません。
28	岩倉市	該当する河川用地なし
29	豊明市	事案なし
30	日進市	河川について公管金による用地取得の事例はありません。
31	田原市	該当ありません。
32	愛西市	土地改良補助事業により整備した事例があります。
33	清須市	該当なし
34	北名古屋市	該当なし
35	弥富市	該当なし
36	みよし市	該当する事例はありません。
37	あま市	事例無
38	長久手市	本市では、土地区画整理法第１２０条に基づき河川管理者と覚書を締結し事業計画に合わせて用地確保や暫定整備等の事案はありません。